

個別資産利活用方針

No. 2017-13

財産名称	日光市川俣公民館		担当課	栗山公民館		行政財産	
所在地	日光市川俣805番地		根拠法令	日光市公民館条例			
土地情報							
敷地面積(m ²)	644	所有	市有地	その他			
利用目的							
公民館							
財産の現状							
<p>建築から40年以上も経過していることから、現在の耐震基準を満たしていない。冬期間の水道の凍結防止対策には、特に注意が必要な状況である。</p>							
財産経過等							
<p>栗山庁舎建設事業により新庁舎が別の場所に建設され、平成31年3月までには完成予定であり、その後新庁舎内に公民館機能を移転する。</p>							
No.	該当財産名称	主構造	階層	建築年度	耐用年数	耐震	延床面積(m ²)
1	川俣公民館	RC造	2	1976	50	未	422.96
2							
3							
4							
5							
延床面積 総計(m ²)							422.96



利活用方針	
1 資産利活用の方向性	<p>新庁舎に公民館機能が移転後は、施設自体を閉鎖。引き続き市有財産として保有。 建物については、行政目的としては使用せず、時期を調整して解体する。</p>
2 当該方向性の理由	<p>建物については、築後40年以上経過し、未耐震であること、周辺に代替えとなる施設があることから、解体することが望ましい。 土地については、民間への売却が見込めない地域であることから、引き続き市有財産として保有する。建物については、将来的に解体するものとするが、解体後の跡地活用計画はなく、付属道路からの侵入対策を講じれば、安全面からは、解体の緊急性が低いことから、解体時期については、他の解体施設と調整して判断するものとする。</p>
3 資産活用の具体的手法	<p>建物閉鎖。普通財産移管。 市有財産として適正な維持管理を行う。</p>
4 その他利活用に関し必要な事項	